

審査行う要員の適格性に関する基準

一般財団法人 ベターリビング

JIS 認証業務に係る審査を行う要員の適格性に関する基準は以下のとおりである。

1. 現地調査評価員

現地調査評価員は、以下の要件全てを満たしている者とする。なお、a) ～f) のみを満たす場合は、現地調査評価員補とする。

- a) JIS 認証業務に関する法令についての講習を修了していること
- b) 標準化及び品質管理に関する講習を修了していること
- c) JIS Q 9001 又は ISO9001 に関する講習を修了していること
- d) JIS Q 17025 又は ISO/IEC17025 に関する講習を修了していること
- e) JIS Q 17065 又は ISO/IEC17065 に関する講習を修了していること
- f) 認証業務に係る JIS に関する講習を修了していること
- g) 評価及び類似する業務（内部監査及び評価におけるオブザーバー参加を含む）の実績が1年以上あること
- h) 上記 g) の業務について3回以上携わった実績があり、そのうち1回は評価員の指導の下、リーダーとして業務を実施したことがあること

2. 製品試験評価員

製品試験評価員は、以下の要件全てを満たしている者とする。なお、a) ～d) のみを満たす場合は、製品試験評価員補とする。

- a) JIS 認証業務に関する法令についての講習を修了していること
- b) JIS Q 17025 又は ISO/IEC17025 に関する講習を修了していること
- c) JIS Q 17065 又は ISO/IEC17065 に関する講習を修了していること
- d) 認証業務に係る JIS に関する講習を修了していること
- e) 評価対象となる製品の試験業務又は類似する業務の実績が1年以上あること
- f) 上記 e) の業務について3回以上携わった実績があること。